

令和3年5月24日

調査結果報告書

三田市行政監察員 竹村正樹

通報受理日	令和3年2月17日	
通報の形態	<ul style="list-style-type: none">・面接 (時分～時分)・郵便・電子メール<input checked="" type="checkbox"/> FAX	
通報者	<ul style="list-style-type: none">・実名(※)<input checked="" type="checkbox"/> 署名	所属部署
通報内容	<p>通勤手当を受給しているが、実際には正規の定期券を購入せず、鉄道会社の株主優待券を使用して継続的に通勤している職員がいる。市は、同職員に対して、通勤手当の返還を求めるとともに適切な処分を行う必要がある。</p>	
調査経過	<p>令和3年2月17日 公益目的通報をFAXで受理 同年2月19日 市長に受理報告書を提出、事務局に調査依頼 同年2月26日 関係課よりヒアリング 同年4月30日 事務局より、本件通報内容に関する令和3年4月28日付懲戒処分の概要等について報告を受理</p>	
調査結果	<p>1. 事案の概要 本件については、市の人事課あてに、同内容の通報が行われていた（通報者の同一性は不明）。 市は、通報者及び対象職員への聞き取り、三田市職員分限懲戒審査委員会での審議等を経て、通報内容を事実と認定し、令和3年4月28日付で減給10分の1（1か月）の懲戒処分を行った。 2. 結論 本件通報は、事実を調査したうえで市のしかるべき対応を求めるものであるところ、市は、本件通報内容を調査・確認し、事実と認定したうえで処分を行った。よって、市の対応自体には問題がない。 なお、市が調査及び処分を行った以上、通報目的は達せられたと評価できるため、処分内容の適否等についての判断は行わないこととした。</p>	
添付資料の内訳		
備考		

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときにのみ記入する。

※ 書ききれないときは、別紙による。